

監査委員公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により，令和6年2月20日付けで公表した定期監査の結果に基づき，海田町長から措置を講じた旨の通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和6年3月28日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大高下 光 信

海 総 第 1 2 9 号
令 和 6 年 3 月 1 9 日

海 田 町 監 査 委 員 様

海 田 町 長
(総務部総務課)

指摘事項等に対する措置状況について（通知）

令和6年2月20日付け海監査第36号の定期監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

講じた改善策等の内容

【町民生活課・環境センター】

(意見)

海岸漂着物等地域推進事業費補助金について

海岸漂着物等地域推進事業補助金については、これまで空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンを対象事業として補助金の交付を受けていたところであるが、当該事業が補助事業に該当していないことが判明したことから、令和5年度予算に計上されていない。

事業内容を工夫すれば補助事業に該当する可能性があることから、財源確保の観点からも今後の事業内容について検討されたい。

(改善策等内容)

空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンに環境学習会を付随させる等、事業内容の見直しを図ったうえで、県に相談したところ、来年度から国の補助要件が見直され、年間を通して持続的かつ実効性のある海ごみ発生抑制対策以外は認められない方針となり、本町のような事業形態では補助金獲得は困難であるという回答であった。

今後も情報収集を怠らず補助金獲得機会を逃さぬよう努める。

【福祉保健部】

(意見)

随意契約について

業者が特定されている場合の1者見積りにおいて、「〇〇業務一式 〇〇万円」と詳細な明細がなく金額のみ記載された見積書等により契約されている事案が見受けられた。随意契約においても、見積金額の妥当性を判断する必要があることから、人件費等が記載された詳細な見積書の提出を求めるよう改められたい。

(改善策等内容)

財政課から令和6年2月29日付けで通知された「参考見積書作成依頼に係る留意点について」に基づき、見積った金額にかかる詳細な内訳明細を記載又は添付させ、見積金額の妥当性を判断して適切な契約事務を行う。

【長寿保健課】

(意見)

海田町社会福祉施設あんしん応援金給付事業について

令和5年度海田町社会福祉施設あんしん応援金（介護・障害福祉サービス等事業所分）給付要綱（令和5年海田町告示第70号）第9条には、給付金の給付に当たって4つの条件を付することとされているにもかかわらず、各施設への給付決定通知書に給付の条件が明記されていなかった。給付に際して、給付決定通知書に給付条件を明記するよう改められたい。

(改善策等内容)

令和5年12月1日付けで要綱を改正し、給付決定通知書に給付条件を明記するよう改めた。

海上下第82号

令和6年3月14日

海田町監査委員 様

海 田 町 長

(上下水道課)

指摘事項等に対する措置状況について（通知）

令和6年2月20日付け海監第36号の定期監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

講じた改善策等の内容

【上下水道課】

(意見)

水道料金及び下水道料金の減免について

水道料金及び下水道料金については、海田町給水条例施行規程（令和5年海田町上下水道事業管理規程第10号）第35条及び海田町下水道条例施行規程（令和5年海田町上下水道事業管理規程第13号）第23条の規定に基づいて、障害者又は障害者と同一の世帯に属する者に対し、使用料の減免措置を講じているところである。

施設入所や死亡等により、減免対象でなくなった者については、年に1回の調査により、上下水道課でその事実を把握した翌月の使用料から徴収している旨の説明を受けた。

しかし、使用料の減免は、その対象期間に限るべきであり、減免対象でなくなった期日から上下水道課が把握するまでの期間減免することは不適切である。減免対象でなくなった月の翌月分の使用料から遡って徴収するよう改められたい。

(改善策等内容)

現在の事務手順（減免対象期間の認定も含む。）は、当該福祉減免制度を所管する社会福祉課と合意に基づき履行しているものですが、今後はこちらを踏まえ社会福祉課と事務手順を含む制度の見直しを行います。